【別紙】 受益者負担の適正化指針　原価の算定方法

（１） 原価に含める経費

行政サービスに対する適正な受益者負担を求めるためには、施設の維持・運営等に要する経費を適切に把握する必要があります。

原価には、施設の管理運営に係る人件費や経常的な維持管理経費のほか、施設等の資産について使用可能な期間にわたり配分する減価償却費も含めるものとします。これにより、現年度に発生する経費だけでなく、施設等の資産の使用に伴うコストを適切に把握することができます。

行政サービスの原価に算入する経費は、「原価に含める経費」のとおりとし、原則として、これらの経費の決算額の積み上げにより算定します。ただし、新たに使用料・手数料を設定する場合など、決算額による算定ができない場合は、予算額等により算定します。

原価に含める経費			
減価償却費			固定資産台帳より、取得価格を耐用年数で除した金額、または残存価格を残存耐用年数で除した金額により算定。
人件費	報酬		単価×平均年間勤務時間×従事職員数
	給料		
	職員手当等		
	共済費		
	旅費		
物件費	需用費	消耗品費	
		燃料費	
		食糧費	
		印本費	
		光熱水費	
		修繕料	減価償却費で計上するものを除く
		賄材料費	
		医薬材料費	
	役務費	通信費	
		運搬料	
		保管料	
		広告料	
		手数料	
		筆耕翻訳料	

	委託料(管理代行料含む)	減価償却費で計上するもの(設計委託料など)を除く
	使用料及び賃借料	
	原材料費	
	公有財産購入費	減価償却費で計上するものを除く
	備品購入費	減価償却費で計上するものを除く
補助費等	報償費	
	役務費/保険料	
	負担金補助及び交付金	

※ 上記に関わらず、人件費、物件費、補助費等において、減価償却費で計上するものは原価から除き、二重計上しないこと

① 原価の対象外費用

ア　土地の取得費

土地は，時間の経過によって価値が減少するものではなく、減価償却の対象となる資産ではないことから、原価の対象外とします。

イ　臨時的な対応に伴う費用

災害時の対応など、臨時的に提供するサービスに係る費用は、通常の行政サービスの提供に継続的に要する経費とは性質が異なることから、原価の対象外とします。

ウ　受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等において使用する教材費など、特定の利用者が直接的に利益を受けるものに係る費用は、施設全体の行政サービスの提供に要する原価に含めず、原則として当該利用者が負担するものとします。

② 収入の取扱い

受益者負担金以外の収入がある場合は、次のとおり取り扱います。

ア　運営費補助金等

施設の管理運営など、原価の対象となる経費に対して交付される国・県補助金等については、当該補助金等の収入額を原価から控除するものとします。

イ　整備費補助金等

建物や備品（取得価額５０万円以上）などの減価償却資産の取得又は改良に伴い交付される国・県補助金等については、当該資産の減価償却期間にわたり原価から控除するものとします。

ウ　その他の収入

サービスの提供に伴い、その経費に充てることを目的として得られる受益者負担金以外の収入（寄附金等）がある場合は、当該収入額を原価から控除するものとします。

③ 貸出用備品使用料

施設使用料に含まれない貸出用備品については、施設使用料とは別に原価を算出し、その原価を基に使用料を設定するものとします。なお、貸出用備品の使用料については、原則として全額利用者負担とします。ただし、施設ごとに個別に使用料を設定すると、同種の備品であっても単価にばらつきや過大な差が生じる可能性があることから、同種の備品について、同種の施設で算出した原価の平均額を基に標準単価を設定し、共通の単価とすることができるものとします。

$$\text{備品使用料（1回あたり）} = \left(\frac{\text{取得単価}}{\text{耐用年数}} + \text{年間維持管理費} \right) \div \text{年間延利用可能回数}$$

④ 原価計算における消費税の取扱い

ア　使用料

公の施設の使用料については、消費税法上の課税取引に該当するものと、非課税取引に該当するものがあります。消費税が課税される使用料については、原価を税抜価格により積算し、算定した使用料に消費税を加算するものとします。なお、非課税取引に該当する使用料については、原価を税込価格により積算し、消費税は加算しないものとします。

イ　手数料

手数料については、消費税法上の取扱いにより、消費税が課税されるものと非課税となるものがあります。原価算定については、消費税の課税・非課税の区分に応じ、次のとおり取り扱います。

・消費税が非課税となる手数料

原価は税込価格により積算し、算定した手数料に消費税は加算しないものとします。

・消費税が課税される手数料

使用料と同様に、原価は税抜価格により積算し、算定した手数料に消費税を加算するものとします。

（２） 原価の算出方法(使用料)

市の公共施設の使用料は、時間単位で徴収する施設と、利用回数単位で徴収する施設に大別されます。原価の算出方法は、次のとおりとします。

① 時間単位で使用料を徴収する施設（貸室など）

会議室やホールなど、特定の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を占用する場合は、施設全体の原価を、年間の貸出可能時間（施設の開館時間のうち、利用者への貸出しが可能な時間の年間合計）及び施設全体の床面積で除し、１㎡・１時間当たりの原価を算出します。

これに、対象となる貸室の床面積及び受益者負担割合を乗じることで、貸室の１時間当たりの使用料を算出します。

$$\text{原価（1㎡･1時間当たり）} = \frac{\text{施設全体の原価}}{\text{年間貸出可能時間} \times \text{施設全体の床面積}}$$

$$\text{使用料（1時間当たり）} = \text{1㎡･1時間当たりの原価} \times \text{貸室の床面積} \times \text{受益者負担割合}$$

(例)会議室2を1時間利用する場合の使用料

	会議室1	会議室2	会議室3	共用部分（廊下等）	合計
延べ床面積	600㎡	200㎡	50㎡	150㎡	1,000㎡

施設全体の原価: 10,000,000円
年間貸出可能時間: 2,000時間
受益者負担割合: 50%
①1㎡当たりの年間原価: 10,000,000円÷1,000㎡＝10,000円/㎡
②1㎡･1時間当たりの原価: 10,000円÷2,000時間＝5円/(㎡･時間)
③1室･1時間あたりの原価: 5円/(㎡･時間)×200㎡×1時間=1,000円/(室･時間)
④1室･1時間あたりの使用料: 1,000円×50%＝500円/(室･時間)

② 利用回数単位で使用料を徴収する施設（プールなど）

利用回数ごとに個々の利用者から使用料を徴収する場合は、施設全体の原価を年間の延べ利用者数で除し、利用者１人当たりの原価を算出します。これに、受益者負担割合を乗じることで、利用者１人当たりの使用料を算出します。

原価 （1人当たり）	＝	施設全体の原価 ÷ 年間延べ利用者数

（例）プールの使用料	
施設全体の原価：	10,000,000円
年間延べ利用者数（※）：	50,000人
受益者負担割合：	100%
①1人当たりの年間原価：	10,000,000円÷50,000人＝200円/人
④1人あたりの使用料：	200円×100%＝200円/人

※年間延べ利用者数の考え方

年間延べ利用者数は、原則として、（ア）によるものとします。ただし、施設の特性や利用状況等を踏まえ、（イ）又は（ウ）によることができるものとします。

（ア）年間で目標とする利用人数

（イ）直近３年間の平均実利用人数

（ウ）直近３年間のうち最も多かった年間利用人数

③ その他

①及②の方法による算出が適当でない場合は、施設の性質、利用形態等を踏まえ、個別に算出方法を定めるものとします。

（３） 原価の算出における例外（使用料）

原則として、施設ごとに原価を算出します。ただし、施設ごとに原価を算出することが適当でない場合は、次の考え方により算出することができるものとします。

ア 標準的な施設を基準にする場合

施設の規模や土地の保有状況等によって維持管理経費等が異なるため、同種・同規模の施設であっても、施設ごとに原価に差が生じる場合があります。このため、同程度の規模・設備を有し、同様の設置目的で使用される施設については、施設ごとの使用料に極端な差が生じることを避けるため、同種の施設の原価の平均額を基に、標準的な原価を算出する方法を用いることができるものとします。

イ 複合施設等の取扱い

複数の施設や機能が一体となっている複合施設等については、対象となる施設又は機能に係る部分の床面積等に応じて、施設全体の原価を按分して算出するものとします。

（４） 原価の算出方法(手数料)

市では、証明、審査、認可など、様々な役務を提供しており、これらの役務の提供に要する費用について、手数料として受益者に負担を求めています。

原価の算出にあたっては、役務の提供に要する職員の人件費、消耗品費その他の経費を算出し、その合計額を年間の処理件数で除し、１件当たりの原価を算出します。

原価（1件当たり） ＝ 年間の経費 ÷ 年間の処理件数

手数料（1件当たり） ＝ 1件当たりの原価 × 受益者負担割合(100%)

上記の方法による算出が適当でない場合は、役務の内容や処理方法を踏まえ、個別に算出方法を定めるものとします。